

船舶所有者の皆様へ

平成23年9月分から 厚生年金保険の保険料率が改定されます。

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成23年9月分(同年10月納付分)から平成24年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

このたびの保険料率の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

(現行)

・ 坑内員・船員の被保険者の方 … 16.696%

(平成23年9月～)

16.944%

◆ 船員の方々へ通知等の励行をお願いします。

年金事務所から船員の方の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について船員の方に通知をしなければならないこととなっております。

また、船員保険の資格取得届提出時に年金加入状況の確認のための年金手帳の提出及び確認終了後の確実な返付の徹底をお願いします。

日本年金機構

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分 ～ 平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分 ～ 適用

【厚生年金保険】坑内員・船員の被保険者の方（厚生年金基金に加入する方を除く。）

標準報酬			報酬月額		坑内員・船員の被保険者	
					厚生年金保険料率	
					16.944%	
等級	月額	日額			全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	16,605.12	8,302.56
2	104,000	3,470	101,000	107,000	17,621.76	8,810.88
3	110,000	3,670	107,000	114,000	18,638.40	9,319.20
4	118,000	3,930	114,000	122,000	19,993.92	9,996.96
5	126,000	4,200	122,000	130,000	21,349.44	10,674.72
6	134,000	4,470	130,000	138,000	22,704.96	11,352.48
7	142,000	4,730	138,000	146,000	24,060.48	12,030.24
8	150,000	5,000	146,000	155,000	25,416.00	12,708.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	27,110.40	13,555.20
10	170,000	5,670	165,000	175,000	28,804.80	14,402.40
11	180,000	6,000	175,000	185,000	30,499.20	15,249.60
12	190,000	6,330	185,000	195,000	32,193.60	16,096.80
13	200,000	6,670	195,000	210,000	33,888.00	16,944.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	37,276.80	18,638.40
15	240,000	8,000	230,000	250,000	40,665.60	20,332.80
16	260,000	8,670	250,000	270,000	44,054.40	22,027.20
17	280,000	9,330	270,000	290,000	47,443.20	23,721.60
18	300,000	10,000	290,000	310,000	50,832.00	25,416.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	54,220.80	27,110.40
20	340,000	11,330	330,000	350,000	57,609.60	28,804.80
21	360,000	12,000	350,000	370,000	60,998.40	30,499.20
22	380,000	12,670	370,000	395,000	64,387.20	32,193.60
23	410,000	13,670	395,000	425,000	69,470.40	34,735.20
24	440,000	14,670	425,000	455,000	74,553.60	37,276.80
25	470,000	15,670	455,000	485,000	79,636.80	39,818.40
26	500,000	16,670	485,000	515,000	84,720.00	42,360.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	89,803.20	44,901.60
28	560,000	18,670	545,000	575,000	94,886.40	47,443.20
29	590,000	19,670	575,000	605,000	99,969.60	49,984.80
30	620,000	20,670	605,000	～	105,052.80	52,526.40

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、坑内員・船員の被保険者の方の本来の保険料率である「16.944%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくことになります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の1.3）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。